北海道芸術高等学校　いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生徒又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。

北海道芸術高等学校では、生徒一人ひとりの尊厳と人権が尊重される学校づくりを推進することを目的に、北海道・学校法人恭敬学園・家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめ防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

第１　いじめ防止等の組織

１　いじめの防止等に関する取組を実効的に行うため、校内に「いじめ対策委員会」を置く。「いじめ対策委員会」は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。

２　「いじめ対策委員会」の構成員は次のとおりとする。
校長、副校長、教務部長、スクールカウンセラー、その他校長が必要と認める者

３　「いじめ対策委員会」は毎月、月例会議の後に開催する。なお、緊急に必要があるときはこの限りではない。

４　「いじめ対策委員会」では、次のことを行う。
（１）基本方針に基づく取組の実施、具体的な行動計画の作成、実行、検証、修正
（２）いじめの相談・通報の窓口
（３）関係機関、専門機関の窓口
（４）いじめの疑いや生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
（５）いじめの疑いに係る情報に対して、関係する生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制及び保護者との連携等対応方針の決定
（６）重大事態が疑われる事案が発生したときに、その原因がいじめにあるかの判定
（７）重大事態に係る事実関係を明確にするための調査
（８）当該重大事態を踏まえた同種の事態の発生防止のための取組の推進

第２　いじめの未然防止

１　基本的な考え方

いじめは、どの子どもにも起こりうるものであるとともに、どの子どもも加害者にも被害者にもなりうるものである。このことを踏まえて、全ての生徒を対象に互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな感性をはぐくむとともに、いじめを許さない集団づくりのために、全教職員が一体となって継続的に取組を行う。

２　いじめの未然防止のための取組

（１）分かりやすく規律ある授業の推進

・授業評価アンケートの活用

・教室環境の整備

（２）豊かな心をはぐくむ取組の推進

・道徳教育、人権教育の推進

・規範意識、コミュニケーション能力の向上

（３）いじめについて理解を深める取組の推進

・年２回実施（7 月、12 月）

（４）教職員の資質能力の向上を図る取組の推進

第３　いじめの早期発見

１　基本的な考え方

いじめは遊びやふざけあいを装ったり、教職員のわかりにくい場所や時間、インターネットなどを媒介として行われたりするなど、教職員が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。このことから、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努める。

２　いじめの早期発見のための取組

（１）情報の集約と共有

・いじめに関する情報については、些細なことも含め「いじめ対策委員会」で情報を共有する。

・「いじめ対策委員会」で共有された情報については、全教職員で共有する。

・緊急の場合は、職員会議等で情報を共有する。

（２）全生徒を対象とした質問調査を実施

・質問調査　：7 月、12 月

（３）相談体制の整備と周知

・スクールカウンセラーと情報を共有する

・校内相談窓口を設置し、生徒及び保護者に周知する

第４　いじめに対する取組

１　基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。

２　いじめの発見・通報を受けたときの対応

（１）いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。

（２）いじめと疑わしき行為を発見した、あるいは相談や訴えがあった場合には、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有する。

（３）「いじめ対策委員会」と連携し、当該学年が中心になって関係生徒から事情を聞くなどいじめの有無の確認を行う。結果は、加害・被害生徒及びそれぞれの保護者に連絡するとともに、北海道総務部人事局学事課に報告する。

（４）いじめられた生徒、その保護者への支援を行う。

（５）いじめた生徒への指導を行うとともに、保護者に、よりよい成長へ向けて学校の取組方針を伝え、協力を求める。

（６）生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等との連携を図る。

３　ネット上のいじめへの対応

（１）ネットいじめを誘発する通信情報システムについての研修を実施する。

（２）ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

（３）情報モラル教育を推進する。

第５　重大事態への対処

１　重大事態（法第２８条１項の各号に掲げる場合をいう。以下、同じ。）が発生したときは、本校は、速やかに北海道総務部人事局学事課を通じて北海道知事に重大事態が発生した旨 を報告する。

２　重大事態の調査は、「いじめ防止等のための基本的な方針（平成２５年１０月１１日文部科学大臣決定)」および「北海道いじめの防止等に関する条例（平成２６年北海道条例第８号）第１１条３」の定めに則し、公平性および中立性を確保して行うものとし、その結果は、北海道総務部人事局学事課を通じて北海道知事に報告する。

３　重大事態の調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいる、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）は、いじめを受けた生徒

やその保護者に対して説明する。

4　重大事態の調査結果を踏まえ、当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な取組を進める。

第６　関係機関との連携

1　地域・家庭との連携の推進

（1）いじめに対する理解を深める取組を推進する。

（2）いじめの防止等に関する学校の基本方針や取組をホームページ等で発信する。

2　関係機関との連携の推進

警察、児童相談所等の関係機関と適切な連携を図るように努める。

以上

2023 年 4 月策定

2024 年 4 月改訂

北海道芸術高等学校